平成２７年（フ）第２９６号
川崎市高津区末長１丁目６番34号　南外コーポ　202
債務者　川村　英一
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２９７号
川崎市幸区鹿島田３丁目10番15号　カーサ・ヴェルデ　205
債務者　小野瀬幸子
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３２６号
川崎市中原区上小田中５丁目５番６－306号　イーストヒルズ弐番館
債務者　小林　祐治
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３２９号
川崎市川崎区田島町21番２号　福一荘　210
債務者　宮澤　敏光
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
広島県福山市沖野上町５丁目15番３号　竹野住宅東棟
債務者　藤井　静子（旧姓森兼）
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１１６号
広島県福山市駅家町大字近田54番地３　アルバグランデＡ202
債務者　松林　秀幸
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１１７号
広島県福山市駅家町大字近田54番地３　アルバグランデＡ202
債務者　松林麻衣奈
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第６０２号
愛知県愛知郡東郷町兵庫１丁目２番地４（アルモニー202号）
債務者　菅原　　歩
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８７０号
愛知県半田市白山町４丁目118番地の５、従前の住所愛知県半田市亀崎北浦町３丁目13番地　ロイヤルコート半田１－708号室
債務者　深谷　慎二
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７８０号
名古屋市中村区井深町２番16号
債務者　髙橋　節子
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９７５号
愛知県大府市半月町１丁目105番地　ファミール光102号
債務者　畑田美江子
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３５号
兵庫県明石市宮の上１番17－702号
債務者　小出　裕二
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１４４号
神戸市西区糀台４丁目10番地の６、前住所神戸市須磨区白川台５丁目７番地の４　917号
債務者　西岡　浩文
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
兵庫県明石市大久保町大窪2173番地　市住２棟38号
債務者　南薗　　昇
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１５２号
神戸市西区枝吉１丁目24番地　アイ101号、前住所兵庫県加古川市八幡町下村861番地の５
債務者　上野　和幸
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１５９号
神戸市西区伊川谷町有瀬235番地の１　ミルキィウェイ33　104号
債務者　本庄みはる（旧姓丸尾）
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係